

和歌山市みんなできりくむ災害対策基本条例

平成25年3月26日

条例第68号

改正 平成27年3月19日条例第40号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自助（第5条・第6条）

第3章 共助

第1節 市民の共助（第7条—第10条）

第2節 事業者の共助（第11条—第14条）

第4章 公助

第1節 基本方針（第15条—第18条）

第2節 協働による災害対策の推進（第19条—第25条）

第3節 災害に強いまちづくりの推進（第26条—第33条）

附則

私たちは、これまで様々な自然災害を経験してきました。平成7年に阪神・淡路大震災、平成23年には東日本大震災や紀伊半島に大水害をもたらした台風12号による豪雨など、大規模な自然災害が多発しています。

また、特に和歌山市では、南海トラフ巨大地震と市の北西部を横断する中央構造線を震源とした直下型地震の発生が懸念されています。

本来、人は、自然に対して畏敬の念を持ち、自然と共生し、自然環境の維持に努めなければなりません。しかし、文明社会の飛躍的な発展と人口の爆発的な増加により、自然をほしうがままにし、共生のバランスを崩し、結果、異常気象などによる自然災害が頻発するようになったことは真に憂慮すべきです。

私たちは、この条例により、災害に対処するため、市民・地域・行政のなすべき役割を改めて見直し、それぞれが災害について身近な問題として再認識するとともに、その対策に改めて取り組まなければなりません。先達の知恵を学びつつ、自助・共助・公助の精神を活かし、行政によるハード・ソフト両面の災害対策システムを整備することはもとより、家族と地域こぞって防災意識の高揚を図り、具体的な防災訓練を重ねる中で、災害に強いまちをつくらうとするものです。

この条例の趣旨がそれぞれの立場で理解され、活かされることを期待して条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市及び議会の災害対策における責務及び役割を明らかにするとともに、災害予防及び災害が発生したときの応急対策並びに復旧に関する基本的な事項を定めることで、災害対策の確立を図り、市民等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例での用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいいます。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組みをいいます。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいいます。
- (6) 市民等 市民及び市内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいいます。
- (7) 地域 町内会、自治会等の身近なコミュニティをいいます。
- (8) 要配慮者 高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦、旅行者その他の特に配慮を要する者をいいます。
- (9) 災害時要援護者 市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。
- (10) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいいます。
- (11) 帰宅困難者 災害によって帰宅が困難になった者をいいます。

(基本理念)

第3条 全ての市民、事業者、市及び議会は、災害に備える責務があり、自らの安全は自ら

が守ることを防災の基本として、それぞれが連携を図りながら災害が発生した場合における被害を軽減するために、次に掲げる理念にのっとり、災害対策の充実及び強化に努めなければなりません。

- (1) 自助の理念 市民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守ること。
- (2) 共助の理念 市民及び事業者が地域において互いに助け合い、互いを災害から守ること。
- (3) 公助の理念 市が市民等及び事業者を災害から守るための施策を推進すること。

(地域防災計画への反映)

第4条 和歌山市防災会議（災害対策基本法第16条第1項の規定により設置する防災会議をいう。）は、和歌山市地域防災計画に検討を加える場合は、国、県等の最新の情報に基づき、前条に規定する基本理念を尊重し、反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、自助の理念にのっとり、自ら災害に備えるとともに、防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 防災に関する情報を入手し、防災に関する知識を習得すること。
- (2) 防災訓練、講習会等に積極的に参加すること。
- (3) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物の耐震化を行うこと。
- (4) 家具等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 災害の初期の段階における消火、救難救助、応急手当その他の活動を積極的に行うための準備をすること。
- (6) 災害に備え必要な飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うこと。
- (7) 災害に備え非常持出し品の確認及び準備を行うこと。
- (8) 災害に備え情報の収集方法、連絡先及び連絡方法の確認を行うこと。
- (9) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認を行うこと。
- (10) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、適切な判断の下、避難すること。
- (11) その他災害対策に関して必要と思われること。

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、自ら災害に備えるとともに、防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 従業員及び事業所を訪れた者（以下「従業員等」という。）の安全確保を図ること。
- (2) 地域の防災活動に積極的に参加し、協力すること。
- (3) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物の耐震化を行うこと。
- (4) 所有し、又は使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 災害に備え必要な資機材及び物資の備蓄を行うこと。
- (6) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認をし、従業員等へ周知すること。
- (7) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、適切な判断の下、従業員等を避難させること。
- (8) 事業所における防災組織の編成を行うこと。
- (9) 防災訓練を実施し、従業員等が積極的に参加することができる環境の整備を図ること。
- (10) 防災活動の中心となる防災リーダーの育成を行うこと。
- (11) 災害が発生した場合において、事業を継続して行うために必要な準備及びその体制の整備を行うこと。
- (12) その他防災対策に関して必要と思われること。

第3章 共助

第1節 市民の共助

（市民の共助）

第7条 市民は、共助の理念にのっとり、市その他の行政機関が実施する防災及び減災のための諸活動に参加し、協力しなければなりません。

2 市民は、災害が発生したときは、負傷者の救護及び災害復旧への協力に努めなければなりません。

（自主防災組織）

第8条 市民は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めましょう。

2 自主防災組織は、災害に備え、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資機材を整備するとともに、初期消火訓練、避難訓練その他の防災訓練を実施するよう努めましょう。

（防災情報の共有等）

第9条 市民及び自主防災組織は、市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に共有し、活用しましょう。

(要配慮者等の援護)

第10条 市民及び自主防災組織は、共助の理念にのっとり、要配慮者の援護に努めましよう。

2 地域及び自主防災組織は、市と協働して、災害時要援護者の協力を得て、その者の現況をあらかじめ把握するよう努めなければなりません。

第2節 事業者の共助

(事業者の共助)

第11条 事業者は、共助の理念にのっとり、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災及び減災に努めましよう。

2 事業者は、地域において災害対策活動を実施するとともに、災害が発生した場合における地域との連携協力及び施設の提供に努めましよう。

(防災情報の共有等)

第12条 事業者は、市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に共有し、活用ましよう。

(事業者の特徴を活かした得意分野での貢献)

第13条 事業者は、災害が発生した場合において、その事業に関連する得意分野での貢献に努めましよう。

2 事業者は、災害に備え前項に規定する貢献の方法を市長に提案するよう努めましよう。

(帰宅困難者への支援)

第14条 事業者は、帰宅困難者の円滑な避難、帰宅及び留置きのための必要な支援に努めましよう。

第4章 公助

第1節 基本方針

(基本方針)

第15条 市は、公助の理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

(1) 市民及び事業者との協働により、災害対策を推進すること。

(2) 災害の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

(市の責務)

第16条 市は、災害に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう計画を策定するとともに、その対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、和歌山市地域防災計画その他の防災に関する計画（以下「地域防災計画等」という。）に基づき、諸施策を講ずるものとする。

3 市は、防災対策を行うに当たっては、市民、事業者及び自主防災組織並びに国、県、他の地方公共団体及び関係機関との連携協力に努めるものとする。

（議会の責務）

第17条 議会は、防災対策に関する調査及び研究を行い、市への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域防災計画等の推進状況の監視及び検証を行わなければならない。

3 議会は、市と協力して国及び県への働きかけを行い、災害復旧及び復興の推進に努めなければならない。

4 議員は、災害が発生したときは、被害の状況に関する情報、避難所における生活環境に関する情報等を収集し、市又は関係機関に提供するよう努めなければならない。

（市職員の責務）

第18条 市職員は、災害に備え迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を行い、防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

第2節 協働による災害対策の推進

（自主防災組織への支援）

第19条 市は、自主防災組織の育成のために必要な支援に努めなければならない。

2 市は、自主防災組織の活動を促進するため、指導的役割を担う地域防災リーダー等の人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

（ボランティア活動への支援）

第20条 市は、災害が発生したときにおいて、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時から幅広い組織づくりの推進、市内外からのボランティアの受入れに必要な支援及び連絡調整を行う体制の整備に努めなければならない。

2 市は、ボランティア活動を推進するため、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めなければならない。

（防災教育等の充実）

第21条 市は、市民及び事業者の防災意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及に努めなければな

らない。

- 3 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じて防災に関する知識及び避難行動を習得する教育の充実に努めなければならない。

(情報の収集及び伝達)

第22条 市は、災害に関する必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

- 2 市は、過去の災害事例の検証をするとともに、市の区域内において予想される災害に関する調査及び研究を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、国等の最新の災害予測情報に基づきハザードマップ等を作成し、広く市民に対して広報啓発に努めなければならない。
- 4 市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、その状況について総合的かつ合理的な判断を行い、必要と認めるときは、迅速かつ的確に市民等及び事業者に対して避難のための準備情報を発し、立退きを勧告し、若しくは指示し、又は警戒区域を設定しなければならない。
- 5 市は、前項の規定により避難のための準備情報の発信、立退きの勧告若しくは指示又は警戒区域の設定をしたときは、速やかにこれらに係る情報及び避難に役立つと認められる情報を防災行政無線その他の方法により市民等及び事業者に伝達しなければならない。
- 6 市は、災害が発生したときは、速やかにその被害の状況及び応急復旧に関する情報等を市民等及び事業者を提供するよう努めなければならない。

(救急医療体制の整備)

第23条 市は、災害に備え救急医療体制を整備するとともに、災害が発生したときは、市民等及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(緊急復旧対策)

第24条 市は、災害により電気、ガス、水道、通信、交通その他市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、国、県及び関係機関並びに関係事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復興計画の作成及び実施)

第25条 市は、災害が発生した場合において、甚大な被害を受けたときは、その地域を中心に市民及び事業者と協力して、復興の基本的な方向を検討しなければならない。

- 2 市は、前項の基本的な方向に基づき復興方針及び復興計画を作成するとともに、国、県、

他の地方公共団体及び関係機関と連携し、被災地の速やかな復興に努めなければならない。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

(緊急輸送体制の確保)

第26条 市は、災害が発生した場合において、消火及び被災者の救難救助その他の災害応急対策を円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(防災に必要な物資の備蓄等)

第27条 市は、災害に備え必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、又は点検しなければならない。

(避難場所等の開設等)

第28条 市は、避難場所及び避難路の確保及び拡充に努めなければならない。

2 市は、災害に備え市民等及び事業者に対し、あらかじめ避難場所の位置その他の円滑な避難のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 市は、災害が発生した場合において、被災者の支援のために必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、居住環境の整備に努めなければならない。

(公共施設の耐震化)

第29条 市は、市が設置し、又は管理する公の施設その他の建築物について、地震による倒壊又は損壊を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に規定する建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他必要な措置を講じなければならない。

(要配慮者等への支援)

第30条 市は、災害に備え、要配慮者に配慮した対策を推進するとともに、支援を行うための体制整備に努めなければならない。

2 市は、災害時要援護者の協力を得て、その支援を行うために必要な情報収集及び把握に努めなければならない。

(災害時応急体制等の確立)

第31条 市は、災害に備え救出救助、医療救護、消火及び食糧、飲料水、医薬品等の供給、応急の復旧に係る工事の施工等その他の応急対策が円滑に実施されるよう、国、県、他の地方公共団体及び関係機関並びに事業者との協定の締結を推進するものとする。

2 市は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるよう努めるものとする。

(応急仮設住宅の建設)

第32条 市は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項の規定により和歌山県知事はその権限に属する救助（応急仮設住宅の供与に限る。）の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、その応急仮設住宅を供与するために必要となる用地について不足することがないように努めなければならない。

(帰宅困難者への対策)

第33条 市は、帰宅困難者への円滑な避難、帰宅及び留置きのために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後2年を目途として、市民の声を受け止める中で、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成27年3月19日）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後必要に応じ、この条例による改正後の和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。